

より良い入札契約制度に向けての取り組みについて

阪神高速道路株式会社では、入札契約制度の競争性・透明性・公正性を高めるべく、平成17年に「入札談合の防止対策への新たな取り組みについて(平成17年8月12日)」、平成25年に「より良い入札契約制度に向けての取り組みについて(平成25年9月6日)」を策定し、入札・契約にかかる不正行為等の防止の徹底及び改善に取り組んできたところである。

今般、施策内容等の時点修正や見直しを行い、より良い入札契約制度に向けての取り組み状況を取りまとめたものである。

I 入札・契約制度

1. 競争性・透明性・公正性向上のための入札契約方式の改善等

(1) 一般競争入札方式の実施

契約制限価格が400万円を超える発注は、原則として一般競争入札方式を実施。

(2) 電子入札の実施

工事及び建設コンサルタント業務等について、電子入札を実施し、透明性を向上。

(3) 多様な入札契約方式の活用

①技術提案・交渉方式等の活用

工事等の性格等により、仕様等の確定が困難である工事において、技術提案・交渉方式等多様な入札契約方式を活用。

② 総合評価落札方式の適切な活用

募集要件及び技術評価点の項目・配点・評価基準等を適宜見直し、適切に活用することにより、競争性・透明性・公正性を向上。

③ 総合評価審査委員会の設置

公正中立な立場で審査・評価を行う外部有識者（学識経験者等）を含む総合評価審査委員会を設置し、総合評価落札方式の実施方針、評価方法及び評価の審議を行い、評価に関する公正性・透明性を確保。

④ 新たな契約方式の導入

維持修繕工事包括契約方式、維持修繕工事集約契約方式及び一括審査方式を導入し、受発注者の事務負担を軽減。

2. 入札契約の過程に対する監視の強化

(1) 入札監視委員会による審査体制

公正中立な立場で審査を行う外部有識者（学識経験者等）を委員とする入札監視委員会を設置し、入札・契約の過程及び契約内容の審議を行い、入札・契約手続きに関する公正性、透明性を確保。

(2) 入札契約情報の公表拡大

契約制限価格が400万円を超える全ての契約の発注見通し及び入札契約結果を公表し、透明性を向上。

(3) 指名競争入札方式の場合には、指名業者の事後公表を実施

指名業者の事前公表は談合を助長するおそれがあるので、公表を事後に実施。

(4) 現場説明会の廃止

業者間の不公正な接触等の機会をなくすため、現場説明会を行わず、資料はダウンロード方式により交付することとし、不正行為を防止。

(5) 工事費内訳書の提出の義務付け

全ての工事の入札において工事費内訳書の提出を義務付け、不良・不適格業者の排除及び公正な競争を促進。

(6) 談合情報等の公正取引委員会及び警察への報告

社内の公正入札調査委員会の審議を経て、談合情報・ダンピング情報の公正取引委員会及び警察への報告を義務化。低入札における調査基準価格について随時の見直しを行い、品質確保対策を実施。

3. ペナルティの強化

(1) 談合等による競争参加停止措置の強化

談合であって代表役員が逮捕又は公訴を提起された場合は、最長 12 ヶ月の競争参加停止措置を実施。また、国又は特殊法人等が発注した工事に関し、特に悪質性が際立つ場合には重大な独占禁止法違反行為等とし、競争参加停止措置最長 24 ヶ月を 36 ヶ月に強化。

(2) 違約金条項の強化

重大な独占禁止法違反行為等について、受注者の責めに帰すべき事由による違約金 10%に対し、談合等不正行為があった場合の違約金を 15%に強化。

独占禁止法上の課徴金減免制度（公正取引委員会に違法行為の申出、調査協力した場合、その企業の課徴金を減免する制度）の適用を受けた事業者であっても、談合等不正行為があった場合は、減免されず違約金措置の対象化。

(3) 競争参加資格に係るペナルティの強化

建設業法の監督処分を受けた業者は、有資格業者登録を受ける際に企業の施工能力点について減点措置化。著しく低い工事成績を有する者に対する一定期間の競争参加の制限。

4. 法令遵守と情報資産管理の徹底

(1) 情報資産管理の徹底及び部外者の執務室への入室規制

情報セキュリティの基本方針に基づき、業務上保有する情報資産の適正な取扱いと保護を徹底。また、部外者の執務室への入室を規制。社員についても、ICカードによる執務室への入室管理を実施。

(2) 入札談合等関与行為防止法等コンプライアンスの趣旨の徹底

コンプライアンスの手引きを作成し、入札談合等関与行為防止法等の遵守について周知徹底。

(3) 内部通報制度の構築

業務に関し法令等に違反する事案を発見した場合に、社員が電話、電子メール、書面又は面談により利用できる社内相談・通報窓口を整備するとともに、社外の弁護士による社外相談・通報窓口を設置。また、公益通報者保護法第 2 条第 3 項に規定する通報対象事実に対して、内部公益通報受付窓口を設置。

(4) 部外者からの不当要求等への対応

暴力団等反社会的勢力からの不当要求等に対して、上司等に相談する体制を整え、組織的な対応を実施。

(5) コンプライアンス委員会の設置

社外の学識経験者を含むコンプライアンス委員会及びコンプライアンス社内推進委員会を通じ、コンプライアンスに関する体制を整備し、施策実施を推進。

II 人事管理システムの改善及び研修の充実

1. 役員及び幹部社員の再就職の規制

①役員については、当社発注の公共工事の受注実績を有する企業に対し、在任中の再就職を目的とした一切の活動を禁止し、原則として退職後2年を経過するまでの間に再就職をした場合、会社への届出を義務づけ。

②部長等については、当社発注の公共工事の受注実績を有する企業に対し、在任中の再就職を目的とした一切の活動を禁止し、原則として退職後1年を経過するまでの間に再就職をした場合、会社への届出を義務づけ。

③上記に基づき役員、部長等が再就職をした場合、本人及び再就職先から、不当な働きかけその他不正行為を行わない又は行わせない旨の誓約書を提出。

※「不当な働きかけ」とは、再就職者が当社役員等に対して、再就職先に関する契約等事務について、職務上の行為を行うよう（行わないよう）に要求又は依頼することをいう。

④会社は、毎年度、届出者数等の再就職の状況について公表。

2. 早期退職慣行のはざみへの取り組み

早期退職年齢の引き上げに加えて、定年年齢の引上げなど、引き続き会社でできるだけ長く働く環境の整備を推進。

3. 積極的な人事交流の推進及び適正な人事配置の徹底

外部機関を含めた積極的な人事交流を進めるとともに、特に業者対応のある部署で長期滞留をさせない等適正な人事配置を徹底。

4. 社員研修の充実

独占禁止法、公共工事入札契約適正化法及び入札談合等関与行為防止法等に関する社員研修の充実。